

島根大学・寧夏大学国際共同研究所管理規則

(平成18年3月28日対応委員会決定)

[平成20年7月18日一部改正]

[平成22年2月24日一部改正]

[平成22年6月9日一部改正]

第1条 島根大学及び寧夏大学（以下「両大学」という。）並びに両国の研究者間の共同研究及び学術交流を推進するため、両大学が十分な協議と交流により、島根大学・寧夏大学国際共同研究所（以下「国際共同研究所」という。）の組織及び運営体制に関し必要な事項を定め、本規則を策定する。

第2条 国際共同研究所の業務

- 一 日本中山間地域問題及び寧夏南部山区問題に関する共同研究及び研究プロジェクトの創出に関する事
- 二 両大学間の教育・学術相互交流に関する事
- 三 学術資料・情報の蓄積、収集及び提供業務に関する事
- 四 その他両大学が必要と認める業務に関する事

第3条 国際共同研究所の職員配置

- 一 顧問2名（両大学1名ずつ）
- 二 所長2名（両大学1名ずつ）
- 三 副所長4名（両大学2名ずつ）
- 四 専任研究員若干名
- 五 兼任研究員若干名
- 六 客員研究員若干名

第4条 国際共同研究所人員の選考

- 一 顧問及び所長は、両大学が各1名を選考し、副所長は、両大学が各2名を選考し、担任する。任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 二 専任研究員及び兼任研究員は、両大学が各自に選考する。任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 三 客員研究員は、両大学以外の研究者で、国際共同研究所の研究計画を推進する上で必要とするとき随時協力する者とし、運営委員会の議を経て所長が委嘱する。所長は委嘱に当たっては、あらかじめ当該研究者の所属する機関の長の承諾を得るものとする。任期は3年以内とし、再任を妨げない。

第5条 国際共同研究所の運営体制

- 一 国際共同研究所の具体的な運営状況等を審議するため、島根大学・寧夏大学国際共同研究所の専門の運営委員会を置く。
- 二 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6条 国際共同研究所に関する協議会等

- 一 国際共同研究所の管理運営等の重要事項に関して、協議する必要が生じた場合は、両大学による協議会を開催し、又は文書による協議を行うものとする。
- 二 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 国際共同研究所の島根大学側の窓口は、国際交流課とし、寧夏大学側の窓口は、国際処とする。

第8条 この規則に定めていない財務などその他の事項は、双方が別途に協議し定める。

附 則

この規則は、平成18年3月28日から施行し、平成18年3月3日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月24日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年6月9日から施行する。